

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成27年 4月24日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 3 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	
1	4号機	制御棒駆動機構温度監視盤の監視画面上において、故障表示(エラーメッセージ)の発生が認められたため、当該装置を点検・修理。	GIII	
2	3・4号廃棄物処理設備	低電導度廃液系ろ過器逆洗用空気圧縮機(B)の電動機負荷側軸受付近において、異音(カラカラ音)の発生が認められたため、当該軸受を点検・修理。	GIII	
3	その他	一般排水(し尿処理施設で処理した排水)の水質測定において、福島県へ提出している「特定施設設置届出書」にて実施することとしている事業所出口(1. 2号及び3. 4号放水口)の水質測定項目(5項目)のうち、2項目(生物化学的酸素要求量(BOD)、大腸菌群数)の測定を実施していないことが認められたため、原因調査・対策検討。なお、し尿処理施設出口では測定(5項目)を実施している。	GII	